

第146回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第 1 4 6 回通常総会議事録

1. 日 時 平成31年2月26日(火) 13時30分～14時26分

2. 場 所 ラ・プラス青い森 2階 「カメラア」

3. 出席者

青 森 県	青 森 市	黒 石 市	十 和 田 市
つ がる 市	平 川 市	平 内 町	外 ヶ 浜 町
今 別 町	蓬 田 村	鱒 ヶ 沢 町	深 浦 町
西 目 屋 村	藤 崎 町	大 鰯 町	田 舎 館 村
板 柳 町	鶴 田 町	中 泊 町	野 辺 地 町
七 戸 町	六 戸 町	横 浜 町	東 北 町
六 ヶ 所 村	東 通 村	風 間 浦 村	佐 井 村
三 戸 町	五 戸 町	田 子 町	南 部 町
新 郷 村	医師国保組合		

4. 欠席者

弘 前 市	八 戸 市	五 所 川 原 市	三 沢 市
む つ 市	お いら せ 町	大 間 町	階 上 町

5. 事務局

舛甚事務局長外12名

6. 提出議案

- (1) 議案第1号 青森県国民健康保険団体連合会
総会議事録の作成及び公表要領制定(案)の件
- (2) 議案第2号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
事業計画(案)の件

(3) 議案第3号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計予算(案)の件

(4) 議案第4号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計予算(案)の件

(5) 議案第5号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計予算(案)の件

(6) 議案第6号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
国保新聞等特別会計予算(案)の件

(7) 議案第7号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会第三者行為
損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算(案)の件

(8) 議案第8号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会レセプト
電算処理システム準備積立金特別会計予算(案)の件

(9) 議案第9号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計予算(案)の件

(10) 議案第10号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計予算(案)の件

(11) 議案第11号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計予算(案)の件

(12) 議案第12号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算(案)の件

(13) 議案第13号 平成31年度青森県国民健康保険団体連合会特定健康
診査・特定保健指導等事業特別会計予算(案)の件

(14) 議案第14号 青森県国民健康保険団体連合会はり師、きゅう師及び
あん摩マッサージ指圧師施術療養費審査支払規則等を
制定等する規則(案)の件

(15) 議案第15号 青森県国民健康保険団体連合会手数料徴収規則の一部を
改正する規則(案)の件

奈良事務局次長 第146回通常総会の開会を告げた。
(とき：13時30分)

小野寺理事長 主催者挨拶。(要旨別紙)

舛甚事務局長 議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、前町村会会長の六戸町長 吉田 豊氏を選任した。

議長 就任挨拶後、会員総数42名のうち、本日の出席者は34名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。

議長 議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、外ヶ浜町長 山崎 結子氏、田子町長 山本 晴美氏の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。

議長 議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点の説明のみにとどめるよう事務局に対し指示した。

議長 本総会の提出議案である議決事項15件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、議案第1号総会議事録の作成及び公表要領制定の件について、事務局の説明を求めた。

舛甚事務局長 事務局長の舛甚である。
議案書の3頁をご覧いただきたい。
総会議事録の作成及び公表要領の制定の件である。
先般、国から本会の理事会及び総会の議事録を公表するよう指示があり、理事会の議事録については去る2月12日の開催分から公表することとしているが、総会についても要領を定め、本日分から公表したいという趣旨である。
4頁がその要領で、内容は国から示された案に基づき作成しており、公表方法は第4条で、本会のホームページに掲載することとしている。
説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議長 次に議案第2号平成31年度事業計画の件について、事

寺田常務理事

事務局から説明を求めた。
常務理事の寺田である。
議案の5頁をご覧いただきたい。
議案第2号は、平成31年度の実業計画の件である。
事業計画については、議案の5頁から19頁にわたって詳細に掲載している。
今日は、よりご理解をいただくための資料を準備しているので、これに基づき簡潔に説明したい。
配付している資料No. 1の1頁をご覧いただきたい。
第1点目は、国保関連制度の改善対策である。
(1)は、昨年の4月からスタートした国保財政運営の都道府県化である。
右側は、改革による都道府県化後の現在の青森県のイメージである。
右側の下段の青いところに記載のとおり、国保事業費納付金の算定業務は、県から国保連合会が受託し行っている。
また、医療費の現物給付分は県から市町村へ交付せず国保連合会へ直接支払われる仕組みなので、明年度もこの業務の円滑な運営に努めて参りたい。
2頁をご覧いただきたい。
(2)は、国保制度の改善に関する項目である。
明年度は医療保険制度の一本化の早期実現をはじめ、11項目の実現に向け、中央運動に積極的に参画して参りたい。
3頁をご覧いただきたい。
第2点目は、共同処理業務の推進についてである。
(1)は、市町村国保事務の効率化、広域化等に向けた国保連合会の主な取り組みである。
①の保険者事務の共同実施をはじめ、ここに記載の多くの業務を積極的に推進し、市町村支援に努めて参りたい。
4頁をご覧いただきたい。
(2)は、平成30年度から本格的に実施された保険者努力支援制度についてである。

この制度は、都道府県と市町村が医療費適正化や健康づくり事業などにどのように取り組んだかに応じて点数化し、それを基に全国枠で総額1,000億円が配分されるものである。

グラフの右上に記載しているとおおり、平成31年度は11億2,500万円で、前年度に比べて7,700万円程交付額が少なくなる見込みである。

本会としては、本県への交付金が増えるよう第三者行為求償事務や医療費通知業務をはじめとする医療費適正化対策事業などの充実強化に努めて参りたい。

5頁をご覧願いたい。

(3)は、ジェネリック医薬品の利用割合を保険者別に高い順に並べたグラフである。

本県におけるジェネリック医薬品の利用割合を県平均で見ると、平成30年11月現在で77.0%となっている。

国の目標値である、平成32年9月までに80%以上とすることを目指し、引き続き保険者支援に努めて参りたい。

6頁をご覧願いたい。

(4)は、国保中央会で開発した新しい国保制度に対応したシステムである。

図で示しているとおおり、国保連合会用、県用、そして下段の市町村用の標準システムがある。

この3つのシステムは、このように連携したうえで活用することにより、市町村事務の効率化、コスト削減・標準化が図られるようになった。

明年度は、この電算システムが円滑に運用できるよう全力を挙げて取り組んで参りたい。

7頁をご覧願いたい。

(5)は、ビッグデータを活用した保険者機能の強化に向けた取り組みである。

本会では健診・医療・介護のデータを活用した情報を各市町村に提供している。

国保中央会と連携し、これまで以上に市町村にとって使

い勝手の良いシステムの改良に努めて参りたい。

8頁をご覧願いたい。

第3点目は、国保診療報酬審査支払業務等の推進についてである。

(1)は、本県の国保及び後期高齢者の医療費の支払状況である。

この表にあるとおおり、平成30年度の国保と後期の医療費は総体で2,595億円と少しではあるが増加する見込みである。

その中で、青い色で示す国保は加入者の急激な減少もあり、前年度に比べ20億円減の1,011億円になる見込みである。

9頁をご覧願いたい。

(2)は、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧師療養費の審査支払業務の推進についてである。

この制度の導入については、全国的に不正請求が多いということで、厚生労働省から県に対し国保連合会に審査委員会を設置し、審査支払業務を実施するよう要請があったところである。

この事業に対する国保連合会の対応であるが、①の業務開始時期を県、市町村、国保連合会の三者で協議した結果、今年の5月審査分から実施することとしている。

事務処理フローは図のとおりである。

明年度は新しいこの事業が円滑に運営できるよう全力を挙げて取り組んで参りたい。

10頁をご覧願いたい。

(3)は、国保診療報酬審査支払業務の推進である。

医師等で構成する60名の審査委員会委員の協力を得ながら審査の精度がより高まるよう、引き続き業務運営の充実、強化に努めて参りたい。

次の11頁の(4)は、後期高齢者医療制度関連業務の推進である。

県の広域連合からは医療費の審査支払業務をはじめ、レ

セプトの二次点検業務や第三者行為求償事務など、ここに記載の多くの業務を委託されているので、その円滑な運営に努めて参りたい。

12頁をご覧願いたい。

第4点目は、介護保険関連業務についてである。

介護保険制度については、制度がスタートした平成12年度は年間の支払額が520億円であったが、19年目になる平成30年度は約2.5倍増の1,320億円になる見込みである。

13頁をご覧願いたい。

年々増え続けるこの介護給付費の適正化を図るため、介護給付適正化システムを活用した帳票の提供など、引き続き市町村支援に努めて参りたい。

14頁をご覧願いたい。

(3)は、介護保険関連業務の推進である。

介護給付費の審査支払業務や介護サービス苦情処理業務については、各委員の協力を得ながら円滑な運営に努めて参りたい。

15頁をご覧願いたい。

第5点目は、障害者総合支援給付関連業務の推進である。

ご覧のとおり、障害関係の給付費も年々増加し300億円を超えるようになった。

16頁をご覧願いたい。

本会では昨年の5月から、これまでの支払業務のほかに新たに審査業務も県と市町村から受託している。

明年度は、この障害関係の審査支払業務の円滑な運営に全力を挙げて取り組んで参りたい。

次に、17頁をご覧願いたい。

第6点目は、保健、医療、福祉対策の推進である。

本県における平成30年11月現在の特定健診実施率は、県平均で37.1%と年々上昇傾向にある。

この健診実施率のそれぞれの市町村の目標達成に向け、引き続き広報活動や保健協力員活動の活性化に取り組んで

参りたい。

次の18頁は、特定保健指導の実施率をグラフ化したものなのでご参考に願いたい。

19頁をご覧願いたい。

(2)は、国が強力に推進している国保、後期高齢者ヘルスサポート事業である。

左の保険者等のところであるが、国、県、国保連合会がこのような形で市町村支援を行っている。

このヘルスサポート事業の更なる充実、強化に努めて参りたい。

20頁をご覧願いたい。

(3)は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてである。

この事業は、高齢者に対して切れ目のない保健事業を実施するため市町村が広域連合からの委託を受け、介護予防と国保の保健事業を一体的に実施しようというものである。

図の下の方にあるように、私ども国保連合会に対しても市町村等に対するデータ分析手法の研修をはじめ、事業実施状況の分析・評価などの役割が求められている。

明年度は、この新しい事業が円滑に推進されるよう準備を進めて参りたい。

21頁をご覧願いたい。

(4)は、保健、医療、福祉対策であるが、ここに記載の事業を積極的に推進して参りたい。

特に県内に約5,600名が配置されている⑫の保健協力員の育成・強化については⑪の在宅保健師の会の協力を得ながら、より積極的に取り組んで参りたい。

22頁をご覧願いたい。

(5)は、特定健診・特定保健指導関連業務の推進である。

この事業の実施率は年々上昇しているが、それぞれの市町村における目標値の達成までには、まだまだ厳しい状況にあるので、その実現に向け引き続き市町村支援に努めて

参りたい。

23頁をご覧願いたい。

第7点目は、本会が事業主体として実施している医師確保対策事業である。

(1)は、修学生の年度別推移である。

平成17年度から平成30年度までの14年間において入学料と授業料を貸し付けしている一般枠は、青い色の部分で252名である。

また、月10万円の奨学金を併せて貸し付けしている特別枠は、赤い色の部分で71名である。

以上で、一般枠と特別枠を合わせた本年1月1日現在の支援修了者を含めた修学生の合計は323名である。

24頁をご覧願いたい。

(2)は、この制度対象者の卒業生の勤務状況である。

現在勤務している医師は、真ん中のピンク色の合計欄にあるように101名であるが、その多くが弘前大学医学部附属病院に勤務している状況にあるので、1日も早く自治体病院や診療所に多く配置されるよう弘前大学並びに県当局に引き続き要望して参りたい。

最後に25頁をご覧願いたい。

風しん対策に係る請求支払業務についてである。

国は2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの対応として、明年度から3年間風しん対策を実施することとしている。

具体的には、抗体の保有率が低い39歳から56歳の男性を対象に、どこの医療機関等でも受診できるような仕組みを作るということである。

先般、厚生労働省から国保中央会を通し、この費用の支払業務を国保連合会で実施するよう協力要請があった。

厚生労働省の試算では、本県の取扱件数は抗体検査が5万2,000件、予防接種が5,000件と見込まれている。

この業務については、全国一斉にこの6月から実施する

こととしているが、会計処理規則などまだまだ不明な点が多くあり、しかも国保連合会にかかる費用については、全額国庫補助することなので、理事長の専決処分を進めたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

事業計画の説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第2号は原案どおり決定する旨宣した。

次に予算関係である。

議案第3号平成31年度一般会計予算の件から第13号平成31年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算の件までの計11件について、事務局の説明を求めた。

予算関係について説明したい。

資料No.2を準備願いたい。

はじめに、本会の審査支払業務関係を中心とした財政状況等について説明したい。

1頁をご覧願いたい。

本会の財政運営が厳しさを増している主な要因は、大きく分けて3つある。

1つ目は、審査支払業務において余裕金が生じた場合は法人税が課税されることになったため、余裕金が生じないように手数料単価の引き下げを行ってきた。

2つ目として、近年の人口減少や国が推進している非正規雇用者の社保適用の拡大などにより、国保被保険者数が激減し、手数料収入が大きく落ち込んでいる。

3つ目として、国庫補助金の削減や国保の都道府県化に伴う電算システム経費の増大が財政を圧迫している。

下の表には、来年度の手数料単価の予定額を載せているが、4項目とも国の標準単価を下回っている。

2頁をご覧願いたい。

医療関係の手数料単価の推移であるが、1番下の赤い色の国保分は、グラフの下の①に記載しているように、平成17年度から30年度まで57円で据え置き、黒い色の後期高齢者分は、法人税が課税されないよう段階的に引き下

議

長

議

長

舛 甚 事 務 局 長

げてきた。

次に3頁をご覧願いたい。

被保険者数の年度別推移で、青い線が国保の加入者で、31年度は前年度に比べ2万180人減の31万人を見込んでいる。

4頁をご覧願いたい。

手数料収入の推移で、緑色の国保分は、ご覧のとおり年々収入が落ち込んできている。

次は5頁をご覧願いたい。

国庫補助金についてであるが、赤い色の審査関係は31年度が159万円、青い色は70歳から74歳までの患者の窓口負担を1割に凍結している事務費の補助金で、制度の廃止に伴い30年度で終了となる。

6頁をご覧願いたい。

国保の都道府県化に伴う電算システムの開発経費が(1)の①のとおり増大したことと、(2)の①のリース料や⑤の次のシステム開発の分担金の積み立てなどにより、年間3億2,100万円程度電算システム経費がかかる見込みである。

次は7頁である。

本会の職員数の推移で、業務が増える中で退職者の不補充などで人件費を抑えてきた。

なお、臨時職員が多いのは、市町村や後期高齢者医療広域連合から委託されているレセプトの二次点検業務を行っているためである。

次は8頁をご覧願いたい。

積立金は年々減少してきており、これも法人税課税問題が影響しており、収入不足分は、一番下のオレンジ色の事業運営積立金の取り崩しで対応してきた。

次に9頁をご覧願いたい。

今後見込まれる財政を圧迫する主な要因を挙げている。

①の国保加入者の減少、③から⑥はシステム関係経費の増、⑦は事業運営積立金の減、そして⑧の退職手当積立金

が1億3,400万円まで減少しており、このまま積み増しできなければ、36年度退職者分で底をつく状況にある。

10頁をご覧願いたい。

このようなことから、財政運営の安定を図るため、平成29年12月20日開催の理事会での協議を踏まえ検討し、今回、国保の審査支払手数料単価の引き上げをお願いすることとした。

また、後期高齢者医療分についても、電算システム経費の増加に対応する必要が生じたことから、引き上げをお願いする次第である。

次は11頁である。

東北各県の30年度の審査支払手数料の状況を載せている。

ピンク色の部分は、他県で10数年前から徴収している共同電算委託料の状況で、1億5,000万円から2億円を超える額を手数料とは別に徴収している。

()内の赤い数字は、共同電算委託料を手数料単価に換算した金額で、17円から53円程度となっている。

その右隣の国保一般分の()内の数値は、手数料と共同電算委託料の単価を合算した額で、66円から101円程度となっており、本県が予定している31年度の単価83円76銭は、加入者が多い宮城県と新潟県は別として、その他の県と比較し低い方である。

引き続き、明年度の予算案について資料No. 3で説明したい。

1頁をご覧願いたい。

はじめに総括表である。

議案第3号の一般会計から一番下の第13号特定健診関係の特別会計までの合計額は、4,696億8,652万5,000円で、前年度に比べ16億2,575万6,000円の増である。

次に2頁をご覧願いたい。

会計毎に概要を説明したい。

まず、議案第3号は、一般会計の予算である。

会計の名称の下に一般負担金の賦課基準額を記載しており、平等割は1保険者当たり20万円、被保険者数割は1人当たり254円で前年度同額である。

表の左側の歳入欄であるが、1款負担金は被保険者数の減少を見込み、30年度に比べ381万円の減としている。

6款繰越金は、870万円減の2,280万円を見込んでいる。

7款受託事業収入は、共同電算処理経費として国保医療費通知作成業務の受託収入を審査会計に移行したことと、県から委託されている糖尿病患者抽出関係の改修作業費を減額しており、合わせて515万円の減である。

右側の歳出欄の2款総務費の375万1,000円の増は、人件費の増やマルの2つ目の31年度が役員の改選期なので、組織会の開催経費を計上している。

そのほかシステム関係の経費を盛り込んでいる。

3款事業費は、2,413万5,000円の減となっているが、これは共同電算処理経費分を審査会計に移行したことが主な要因で、6款諸支出金も同様である。

4款は事業運営積立金への積み増しである。

合計額は1億3,263万4,000円で、前年度に比べ1,753万9,000円の減である。

3頁をご覧願いたい。

議案第4号は、国保の医療費関係を専門に経理する診療報酬審査支払特別会計である。

まず、運営費を経理する業務勘定であるが、審査支払手数料単価は現行57円から26円76銭引き上げ、83円76銭としている。

歳入であるが、1款手数料は件数の減はあるが、単価の引き上げにより1億4,316万1,000円の増である。

2款国庫支出金は国保高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、これは先程も説明した70歳代前半の患者の窓口負担を1割に凍結している分の事務費に係る交付金で、こ

の制度が30年度で終了となることに伴い減額となるが、KDBシステムの機器更改に係る経費が国庫補助されることになり、1,784万3,000円の増としている。

4款受託事業収入の728万2,000円の増は、一般会計から審査会計に移行した共同電算処理に係る収入分を追加したことなどによるものである。

5款繰入金は3,953万3,000円の減で、これは30年度に収入不足に対応するため積立金を取り崩していたが、31年度は科目計上としている。

6款繰越金は、前年度に比べ1,791万2,000円減の1,350万円を見込んでいる。

右側の歳出であるが、1款総務費の7,287万3,000円の増は、一般会計からの共同電算処理経費の移行分や、5月から新たに開始するあはき療養費の審査支払業務に伴う経費、さらに、KDBシステムの機器更改経費を計上したことによるものである。

4款国保中央会負担金の320万9,000円の増は、一般会計から移行した共同電算処理の経費分である。

5款積立金は、国保中央会の指示により次の国保総合システムの開発分担金用に充てるため、積み立てを開始する。

7款繰出金は、退職金の積み立て分を新たに計上している。

以上で、合計額は6億7,910万1,000円で、前年度に比べ1億1,060万6,000円の増である。

4頁をご覧願いたい。

この特別会計には業務勘定のほかに、医療費を支払うための3つの支払勘定があり、一番上は国保の医療費分で、国保保険者から受け入れし、その額を医療機関へ支払うものである。

合計額は、加入者の減少もあり前年度に比べ24億2,640万円減の1,045億732万3,000円を見込んでいる。

その下の公費負担支払勘定であるが、難病や乳幼児医療

など20項目の公費負担医療を専門に経理しており、合計額は前年度に比べ14億1,266万5,000円減の41億2,554万9,000円である。

その下の出産育児一時金等支払勘定の合計額は、前年度に比べ4,560万円減の5億5,442万円としている。

次は、議案第5号職員退職手当特別会計である。

歳入の「比較」欄の1,501万3,000円は、退職金の積立計画に基づき、各会計からの繰入金1,500万円と定期預金利息を合わせた額で、平成31年度末の保有額は1億4,973万5,000円となる見込みである。

議案第6号は国保新聞等特別会計で、国保新聞や参考図書の斡旋、国保の医療費通知、さらに、市町村が使用するパソコンのリース料などの費用を経理するもので、合計額は前年度に比べ748万6,000円減の7,960万5,000円である。

この減額は、特定健診関係で市町村が使用するパソコンが再リースになることが主な要因である。

5頁をご覧願いたい。

議案第7号は第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計で、交通事故などによる医療費を市町村及び後期高齢者医療広域連合に代わって本会が保険会社や加害者に求償し、その収納額を当該市町村等に全額送金しているもので、31年度の取り扱い額は、前年度に比べ3,000万円増の2億6,000万円を見込んでいる。

次の議案第8号は、レセプト電算処理システム準備積立金特別会計で、社保分の医療費を取り扱っている支払基金とのシステム共同開発経費に充てるもので、手数料の単価は国が定めることになっており、1件当たり68銭で前年度同額である。

受け入れた手数料全額を国保中央会に特別分担金として拠出するもので、合計額は前年度に比べ8万2,000円減の391万7,000円である。

議案第9号は、介護保険関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、手数料単価は71円で据え置きである。

歳入の1款手数料は、前年度に比べ429万5,000円の増で、これはレセプト件数の増加による手数料の増収が主な要因である。

6款繰入金の2,060万円の増は、30年度に積み立てした財政調整基金とシステムの機器更改に伴う積立金からの繰り入れである。

歳出であるが、1款総務費の1,186万4,000円の増は人件費の増や電算システムの機器更改経費を計上している。

4款国保中央会負担金の1,291万9,000円の増は、介護・障害システムを一拠点に集約し共同運用するセンターが、31年度は並行稼働となるため増額となっている。

7款積立金の660万円の増は、32年度の電算システムのリース料や国保中央会の共同運用センター負担金及び退職金の積み立ての財源とするため増額している。

この会計の合計額は2億1,559万8,000円で、前年度に比べ2,421万5,000円の増である。

6頁をご覧願いたい。

介護給付費の支払勘定であるが、受給者数の増加や10月からの報酬改定もあり、合計額は前年度に比べ20億2,800万円増の1,398億1,239万7,000円である。

その下の公費負担医療支払勘定は、介護保険に係る生活保護や難病など12項目の公費負担を専門に経理しているもので、合計額は前年度に比べ12万円増の18億8,329万5,000円である。

議案第10号は、障害者関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、審査支払手数料単価は160円で据え置きである。

歳入の1款手数料は、270万5,000円の減となっ

ているが、これは手数料の増収を見込む一方で、事業所がインターネット請求するために必要な電子証明書の発行件数の減少によるものである。

2款繰入金は、30年度に積み立てした額を繰り入れするものである。

3款繰越金は、350万円減の250万円を見込んでいる。

歳出では、1款総務費はシステムの機器更改経費を計上する一方で、人件費と電子証明書発行件数の減少により746万4,000円の減としている。

4款積立金は、32年度の電算システムのリース料や退職金の積み立ての財源とするため100万円増額している。

この会計の合計額は4,607万2,000円で、前年度に比べ565万8,000円の減である。

その下の障害介護給付費の支払勘定であるが、合計額は前年度に比べ5億8,440万円増の350億7,543万7,000円である。

その下の障害児分は18歳未満の給付費で、合計額は前年度に比べ3億円増の44億2,807万9,000円としている。

7頁をご覧願いたい。

議案第11号は、医師確保対策事業特別会計である。

歳入の1款は市町村からの負担金、2款は県からの補助金、3款貸付金返還金は30年度の契約解除者が6名いたが、31年度は科目計上としている。

4款繰越金は、30年度における契約解除者からの返還金を繰り越しし、31年度の市町村の負担金及び電気事業連合会からの寄付金と相殺するものである。

歳出の1款事業費は医学生への授業料などの修学資金支援費、3款返還金は歳入同様科目計上のみ、4款は電気事業連合会分の寄付金と返還金との未調整分を県の指示により予備費に計上している。

合計額は前年度に比べ1,702万円減の1億5,668

万9,000円である。

次に、議案第12号は後期高齢者医療関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、手数料単価は現行62円から7円17銭引き上げ、69円17銭としている。

歳入であるが、1款手数料は単価の引き上げもあり4,684万1,000円の増収を見込んでいる。

3款広域連合受入金の2,764万8,000円の増は、広域連合電算処理システムのリース料の増などによるものである。

5款繰入金の868万2,000円の増は、30年度に積み立てした基金の繰り入れ、6款繰越金は、前年度に比べ2,150万5,000円減の1,500万円を見込んでいる。

歳出であるが、1款総務費において、人件費や電算処理システムのリース料の増額、さらにシステムの機器更改経費などを新規に計上したことにより、6,164万1,000円の増としている。

6款積立金は科目計上のみ、8款繰出金の722万3,000円の増は、退職金の積み立て分を新規計上している。

以上で、この会計の合計額は7億4,399万円で、前年度に比べ6,217万5,000円の増である。

8頁をご覧願いたい。

後期高齢者に関する医療費を専門に経理している支払勘定で、医療費の伸びを考慮し、合計額は前年度に比べ23億4,000万円増の1,744億8,020万3,000円としている。

その下の公費負担医療支払勘定は、15項目の公費負担医療費を専門に経理しており、合計額は前年度に比べ3,588万円増の5億183万6,000円である。

議案第13号は、特定健診関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、手数料は190円で据え置き

である。

歳入であるが、2款積立金繰入金の718万3,000円の増は、システムの機器更改に伴い、積立金から繰り入れする。

歳出の1款総務費は、広報経費を減額する一方でシステムの機器更改経費を計上した。

2款積立金は、32年度のシステムのリース料の財源として50万円増額している。

この会計の合計額は、4,028万8,000円で、前年度に比べ739万7,000円の増である。

その下は国保の特定健診等費用の支払勘定で、受診率は年々伸びているが加入者の減少もあり、合計額は前年度に比べ1,560万円減の12億1,023万8,000円を見込んでいる。

一番下は後期高齢者の健診費用の支払勘定で、合計額は前年度に比べ3,600万円増の6億11万9,000円である。

最後に9頁をご覧願いたい。

積立金の状況である。

下から2つ目の8番の合計額であるが、31年度末の保有額は、前年度に比べ2,038万9,000円増の2億8,055万4,000円の見込みである。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第3号から第13号までの計11件の議案は、原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第14号はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師施術療養費審査支払規則等を制定等する規則の件、同じく第15号手数料徴収規則の一部を改正する規則の件の2件について、事務局の説明を求めた。

舛 甚 事 務 局 長 資料No. 4をご用意願いたい。

規則の制定及び一部改正の議案は、大きく分けて2本ある。

まず1の議案第14号は、あはき療養費の審査支払業務開始に伴う関係規則の制定及び一部改正である。

第1条は審査支払規則の制定で、5月からの審査支払業務の開始に伴い、国から示された取扱規程に基づき制定する。

第2条は審査委員会規則の制定で、これも国から示された設置基準に基づき制定するものである。

第3条は審査委員の報酬並びに費用弁償に関する規則の制定で、本会に既に設置している柔道整復師施術療養費に係る審査委員会委員と同額である。

第4条は事務局組織規則の一部改正で、第1点目は関係各課の事務分掌に「あはき療養費業務」の文言を追加する。

第2点目は審査課の係を再編するもので、医科の審査業務を3つの係から2つの係での処理に集約し、残りの1つの係では訪問看護、柔整、あはき等療養費の審査支払と各審査委員会業務を担当するよう事務分掌を見直しする。

次の2の議案第15号は、本会手数料徴収規則の一部改正で、第1点目は、審査支払手数料単価を国保分は57円から26円76銭引き上げ83円76銭に、後期高齢者分は62円から7円17銭引き上げ69円17銭に改正するものである。

第2点目は、あはき療養費の審査支払業務の開始に合わせて文言を整理するものである。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第14号及び第15号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 全議案の議了を宣した。(とき：14時26分)

越 善 副 理 事 長 閉会挨拶。(とき：14時26分)

奈 良 事 務 局 次 長 総会日程の終了を告げた。

上記第146回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月26日

議長 吉田 豊

平成31年3月27日

議事録署名者 山崎 結子

平成31年4月2日

同上

山本 晴美

第146回通常総会・理事長挨拶文

とき 平成31年2月26日 午後1時30分
ところ ラ・プラス青い森 2階「カメラア」

皆様こんにちは。

理事長を務めております、青森市長小野寺晃彦でございます。

第146回通常総会開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
います。

本日は、国民健康保険団体連合会の総会ということでございます。
すので、平成31年度事業計画・予算、並びに規則制定等、ご審議
を賜ります。

冒頭私から3点ご報告を申し上げます。

まずは、青森県にも加入いただいたの新しい国保制度でございます
ますが、青森県そして各市町村のご努力をいただき、順調に運
営をいただいております。

青森県から委託のあります「国保事業費納付金」の算定業務、あ
るいは電算処理システムの安定運用等、今後とも万全を期す所存
でございますが、変わらず各市町村の連合体としてのこの連合会
でございますので、この役割を万全を果たして参りたいと思つて

でございます。

2点目に、31年度、新年度の事業運営について、新規項目など後程事務局から説明があります。

青森県からの要請に伴い、「はり・きゅう・あん摩マッサージ」の療養費に係る審査支払業務についても、運用をしていくこととなつて参ります。

主業務でございます医療・介護・障害関係の審査支払業務はもとより、「保険者努力支援制度」に基づく、交付金の配分指標、「健康づくり事業」また、「医療費適正化対策事業」等も効果的に取り組んでいただけるよう、市町村の支援に全力を挙げて参ります。

3点目に、予算関係でも大きい動きがございます。

ご承知のとおり、国保加入者は、大変急激に減少を続けてございます。

これに伴いまして、国保の審査支払手数料収入が減少しております。

また、新制度に対応した電算システムの導入経費等もあり、特別会計は大変厳しい状況でございます。

このようなことから、本会の財政健全化を図るために、他県で徴収しておられます「共同電算処理経費」につきまして、国保審査支払手数料として、県の「国保事業費納付金」に参入をお願いし、明年度手数料単価、現行1件当たり57円を下26円76銭引上

げ、83円76銭として予算を上程してまいります。

また、後期高齢者医療特別会計につきましても、1件当たり62円を、7円17銭引上げ、69円17銭で予算を上程してまいります。

本日にあたっては、慎重ご審議のうえ、ご承認、決定を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。